

5 消安第2614号
令和5年8月2日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

食品健康影響評価について

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第8号の規定に基づき、
下記について、貴委員会の意見を求めます。

記

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和
35年法律第145号)第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条
の4第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品について再審査を行うこ
と。

牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢2価・牛パラインフルエンザ・牛RS
ウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン(“京都微研、カー
フウィン6)

